



2025 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 日 本 精 鉱 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 植田 憲高
(コード番号：5729 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理企画部長 大西 芳太郎
(TEL. 03-3235-0021)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 1 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 9 月 26 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,087 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 6,440 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	7,000,280 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の社員（海外居住の社員、嘱託社員、パート社員を除く。） 68 名 1,087 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、株式交付日の属する事業年度の 8 月 1 日時点で定年退職まで 1 年又はそれ以上の期間がある当社の社員（海外居住の社員、嘱託社員、パート社員を除く。以下「対象社員」といいます。）に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るため、優秀な人材の確保と長期就業に対するインセンティブを与えるとともに、当社グループ収益に対するモチベーションアップ、当社社員と株主との一層の価値共有を進めること等を目的として、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、対象社員 68 名に対し、金銭報酬債権合計 7,000,280 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象社員が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 1,087 株を割り当てることといたしました。

対象社員に対する金銭報酬債権の額は、各対象社員の役位、職責等を総合的に勘案して決定しており、本金銭報酬債権は対象社員が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年9月26日から当社の社員の地位から定年退職する日（但し、当社及び当社子会社の取締役又は監査役の地位に就任する場合は当該就任日）、又は、本事業年度に係る半期報告書が提出される日までのいずれか遅い日までの期間。

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象社員は割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象社員が、本譲渡制限期間中、継続して当社の社員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象社員が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の社員の地位から退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限を解除します。

(5) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象社員は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月31日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である6,440円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)

当社子会社の社員（海外居住の社員、嘱託社員、パート社員、契約社員を除く。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当ててことを検討しております。

以上